

保健制度の改善はとくに重要である。1972年に、被用者に対する制度を農民と専門職の労働者に拡大したのは、きわめて高く評価された。適用の拡大は保険拠出の支払いを条件としていない。

最も重大な問題は現金と現物の双方の水準に関する部分である。当然なことながら、それらの金額は国の財源によって決定される。その通りであるとはいっても、社会保障は生産を発展させる必要性と比較して、より低い優先順位をもつ事柄であると考えられるべきではない。労働不能の人びとのニードと雇用から賃金を得ている人びとのニードの間には、ある重要な関係がある。

上述した差別と諸問題のすべては、より一層発達した社会保障への統一された単一の概念を欠いていることを示している。根本的な基本原則は、すべての社会保障制度を統合することでなければならないし、また、適用は全市民に拡げられるべきである。

Stan i kierunki rozwoju zabezpieczenia społecznego,  
Praca i zabezpieczenie społeczne, No.1, 1973, pp.12-20 ;  
No.3, '74/75.

## 母 子 検 診

G. Kleedorfer and E. Wolf

( オーストリア )

本稿には、妊婦と新生児の検診が論述されている。一般社会保険法の改正は1974年1月1日から実施されたが、この改正は妊婦と新生児の医学的な検診にかんする規則を定めており、この規則は全国に適用される。検診を定めたこの単一の制度は、危険の決定と測定および幼児死亡率の減少を目的としている。

制度の成功を保証するために、検診をうける女性は多額の出産一時金をうける。この金額は1975年に8,000 シリングと定められている（1974年では1,000 シリング）。

実施される検診の型と各人がうけなければならない所定の期間は、連邦保健・環境保護省の発行する母親と子供の特殊な医療カードに定められている。妊婦は検診を4回うけなければならないことになっており、その時期は妊娠中のそれぞれ16週目、19週か20週目、27週か28週目、および37週か38週目である。

医学的な記録の作成以外に、検診は包括的な血液検査と内臓の検査（心臓、循環器、肺、胃、歯、腹部）を含んでいる。

出生した子供は出生後1週間までの間と、その後の出生後1年間の間に4回の検診をうけなければならない。すべての検診が行なわれた場合には、さらに8,000 シリングの一時金が支払われる。

幼児の検診は、とくに、身長と体重の記録、子供のかかったなんらの病気にかんする母親からの情報の入手、Rh 因子の決定、胃腸病と奇型のチェックなどを含んでいる。所定の定期的なチェックにより発見されたものにもとづいて、医師はさらに実施すべき手段を命ずるかも知れない。

これらの検診はすべて提供される母親もしくはその子供の負担なしで実施される。家族負担均等化法では、公的疾病保険の保険者は、実施されるこれらの検診について責任を負うことになっている。

公的疾病保険制度の保険者は、医療カードに表示された検診の実施を要求される。それらの保険者の義務は被保険者に対するのみならず、被保険者の家族および各地方の金庫によってカバーされた地域の他の居住者にも拡大されている。オーストリア社会保険組合連合とオーストリア医療委員会との間には、疾病保険の

保険者との契約により医師の実施するこれらの検診への協約を定め、また、料金表を定めるために、ある一般的な協約が締結されている。このサービス制度で提供されるすべてのサービスは、適用される一般協約による現行料金表によって支払われるであろう。これらの検診に要する費用のうち3分の2は、家族給付均等化基金によって支払われ、残りの3分の1は公的医療保険の保険者によって支払われる。

Die Mutter-Kind-Pass Untersuchungen,  
Soziale Sicherheit, No.12, 1974, pp.675-678 ; No. 39, '74/75.

## 年金受給者の購買力保護

Paul Anciaux

(ベルギー)

本稿には、老齢年金受給者の購買力を保護するように工夫された1973年3月28日付の法律について、その主要な規定の分析が論述されている。

筆者は Moniteur belge の1974年1月4日号にこの論文を発表したが、その論述では、かれは退職した賃金取得者の年金を増額する1973年12月27日付の法律を考慮していない。事実上では、その法律は1973年3月23日付の法律に述べられた基本原則となんら異なっていないが、しかし、ある幾つかの点について基本原則を発展させている。

年金は長期的な給付のうち最も代表的なタイプである。

年金額は年金が最初に支払われるときに計算される。年金額は勤続期間の長さだけでなく、勤続期間中に取得した収入にもとづいている。そのような方法

の計算は、年金のうける影響が、年金の受給を認められた以後に発生する通貨の価値の低下によって与えられるだけでないという結果をもたらすことになる。つまり、年金は早い時期に取得した収入の水準も含めているので、受給を認められる日以前に生じた価値の低下も、受給の認定後に支払われる年金に影響を与えるかも知れない。

年金受給者の状況を次第に悪くする多くの要素のうち、2つの要素がとくに重要である。つまり、1つはインフレーションであり、もう1つは国民所得の漸進的な規模の膨張と生活水準の漸進的な改善である。

結局、給付の効率性が保護されるべきであるならば、定期的に給付の再評価されるのを保証する手段が実施されなければならない。筆者は論述の中で、この目的を達成する手段を述べている。筆者はまず1973年12月29日付の法律を、次に筋肉労働者の老齢・遺族年金にかんする1955年5月21日付の法律を、そして、最後に非筋肉労働者の老齢・遺族年金にかんする1957年7月12日付の法律を取上げている。

しかし、ベルギーで現在実施されている被用者の年金制度を直接的に規定しているこれらの法律は、退職者が生活水準の改善でなんらの分け前も受けていないという点では、退職者の利益を保護するのに失敗した。生計費に年金をリンクさせる基本原則は、もはや異論を唱える者がいない。しかし、その基本原則を実施する仕組みのうち、ある幾つかの点が修正されてきた。筆者はこれらについて簡単に論述し、解説をしている。1960年4月12日付の法律では、小売り物価指数に年金をリンクさせるのに用いられる異なった各種の方法が、ある単一の統一的な方法に変えられた。その新しい方法は、指数の水準に生じた2.75の変化以後に、指数の100を基準として定めた金額の2.5%を刻みとする手段を用いた調整を意図していた。頻繁に行なわれる調整を避けるために、1